

# 狛江市立学校の施設の使用に関する条例

平成22年12月28日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定に基づき、市民の学習、文化及びスポーツ等の活動の場として、学校教育上支障のない範囲で狛江市立小・中学校の施設（以下「学校施設」という。）を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(学校施設の管理及び責任)

第2条 学校施設の使用に伴う管理上の責任は狛江市教育委員会（以下「委員会」という。）が負い、施設の使用に供する学校の校長は、当該責任を負わないものとする。

(使用できる学校施設)

第3条 使用できる学校施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 体育館
- (2) 武道場（委員会が指定した武道場に限る。）
- (3) 校庭
- (4) 特別教室（委員会が指定した特別教室に限る。）
- (5) プール（委員会が指定したプールに限る。）
- (6) 前各号に掲げるものを除くほか、委員会が認める学校施設

(使用許可)

第4条 学校施設を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の規定による許可に際し、学校施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付して許可することができる。

3 第1項の許可は、市の事業のための学校施設の使用を妨げない範囲で行うものとする。

(使用料)

第5条 学校施設の使用料は、別表のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

2 学校施設の使用料は、規則で定める期日までに納入しなければならない。

(使用料の不還付)

第6条 既に納入した使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の制限)

第7条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の変更、使用の停止又は許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。

- (2) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 災害その他事故により学校施設の使用ができなくなったとき。
- (4) 前3号のほか委員会が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡又は転貸禁止)

第8条 学校施設使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、学校施設の使用を終了したときは、直ちに使用した学校施設を原状に回復しなければならない。

(賠償)

第10条 使用者は、学校施設の使用に際し、施設等に損害を与えた場合は、賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ないと認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(免責)

第11条 使用者が市の責によらない事故のために死亡又は負傷したときは、市はその賠償の責を負わない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日以後の使用に係るものから適用する。

付 則（平成23年9月5日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年8月24日から適用する。

付 則（平成23年12月26日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、平成24年5月1日以後の使用に係るものから適用する。ただし、別表中2特別教室等の和泉小学校の項の改正規定は、平成24年2月1日から施行する。

付 則（平成27年12月24日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の狛江市立学校の施設の使用に関する条例の規定は、平成28年4月1日以後の使用に係るものから適用する。

付 則（令和元年12月26日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表狛江第三小学校の項を削る改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和7年12月23日条例第60号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

学校施設使用料

1 体育館、武道場及び校庭

施設名	使用料（1区分）
体育館	1,400円（700円）
武道場	1,100円（500円）
校庭	1時間につき 1,200円（400円）

## 2 特別教室等

名称	施設の区分	使用料（1区分）
狛江第一小学校	音楽室	600円（300円）
和泉小学校	会議室	200円（100円）
	多目的プレイルーム	700円（350円）
緑野小学校	多目的スペース	700円（350円）
	第二音楽室	400円（200円）
狛江第一中学校	和室	400円（200円）
狛江第二中学校	特別活動室	1,100円（550円）
	特別活動室（調理室を含む。）	1,800円（900円）

## 3 プール

施設名	使用料
プール	1人2時間につき 200円（100円）

### 備考

- 1 体育館、武道場、校庭及び特別教室等を主に18歳以下の者で構成される団体が使用する場合並びにプールを18歳以下の者が使用する場合の使用料は、括弧内の金額とする。
- 2 体育館及び武道場の使用は、次の1区分ごととし、使用料は1区分ごとの使用料とする。
  - (1) 授業日
    - ア 小学校 午後6時30分から午後9時まで
    - イ 中学校 午後7時から午後9時まで
  - (2) 休日及び休業日 午前9時から午前11時15分まで、午前11時25分から午後1時40分まで、午後1時50分から午後4時5分まで、午後4時15分から午後

後 6 時30分まで及び午後 6 時45分から午後 9 時まで

- 3 特別教室等の使用は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 9 時まで（狛江第二中学校特別活動室の使用にあつては、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 7 時から午後 9 時まで）の 1 区分ごととし、各施設の使用料は 1 区分ごとの使用料とする。
- 4 プールを使用する場合において、2 時間を超える場合の使用料は、1 時間につきプールの項に掲げる使用料にその 2 分の 1 に相当する額を加算した額とする。
- 5 狛江市民又は狛江市の区域内に通勤、通学している者若しくは事業所を有する者以外のもの（18歳以下の者を除く。）が、プールを使用する場合の使用料は、プールの項に掲げる使用料に 2 を乗じて得た額とする。
- 6 学校施設を時間の区分を越えて連続使用する場合、区分ごとの使用料の合計額をその使用料とする。